

平成30年9月6日

第88回 神戸市個人情報保護審議会

福祉医療システムサブシステム  
の構築について

(保健福祉局)

神保高国第2222号  
平成30年9月6日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について  
貴会の意見を求めます。

記

福祉医療システムサブシステムの構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

福祉医療システムサブシステムの構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【受給者情報】

- ・ 区コード
- ・ 受給者番号
- ・ 異動理由
- ・ 生年月日
- ・ カナ氏名
- ・ 資格取得日
- ・ 資格喪失日

【保険者情報】

- ・ 区コード
- ・ 受給者番号
- ・ 資格取得日
- ・ 保険者番号
- ・ 資格喪失日

【受給者証情報】

- ・ 区コード
- ・ 受給者番号
- ・ 有効期間（開始）
- ・ 有効期間（終了）
- ・ 回収年月日
- ・ 負担者番号
- ・ 負担者番号－法別
- ・ 証種別－負担区分

【支払情報】

- ・ 診療年月
- ・ 診療年月－和暦ショート
- ・ 医療機関コード
- ・ 医療機関コード－ハイフン付
- ・ 医療機関コード県
- ・ 医療機関コード機関

- ・ 処理年月
- ・ 連番
- ・ 入外区分
- ・ 診療区分
- ・ 請求年月
- ・ 請求年月－和暦ショート
- ・ 医療区分 (セ)
- ・ 市区区分 (セ)
- ・ 市区区分 (マ)
- ・ 請求区分
- ・ 支払区分
- ・ 障害コード
- ・ 負担率 (セ)
- ・ 負担率 (マ)
- ・ 診療日数
- ・ 総医療費
- ・ 一部負担金
- ・ 市町村負担費
- ・ 高額医療費
- ・ 保険種類 (健保セ)
- ・ 保険者番号 (健保セ)
- ・ 被保険者番号 (健保セ)
- ・ 他方負担費 (連)
- ・ 公費対象患者負担費 (連)
- ・ 法別 (連)
- ・ 公費2点数 (連)
- ・ データ区分
- ・ 食事療養費コード
- ・ 公費負担5割コード
- ・ 総医療費 (薬剤)
- ・ 一部負担金 (薬剤)
- ・ 市町村負担費 (薬剤)
- ・ 特記事項1
- ・ 特記事項2
- ・ 特記事項3
- ・ 特記事項4

- ・カード番号
- ・エラーグループ 1
- ・エラー明細コード 1
- ・エラー区分 1
- ・エラーグループ 2
- ・エラー明細コード 2
- ・エラー区分 2
- ・エラーグループ 3
- ・エラー明細コード 3
- ・エラー区分 3
- ・電算管理番号
- ・作成日時
- ・作成ユーザ ID
- ・作成プログラム ID
- ・更新日時
- ・更新ユーザ ID
- ・更新プログラム ID

## 福祉医療システムサブシステムの構築について

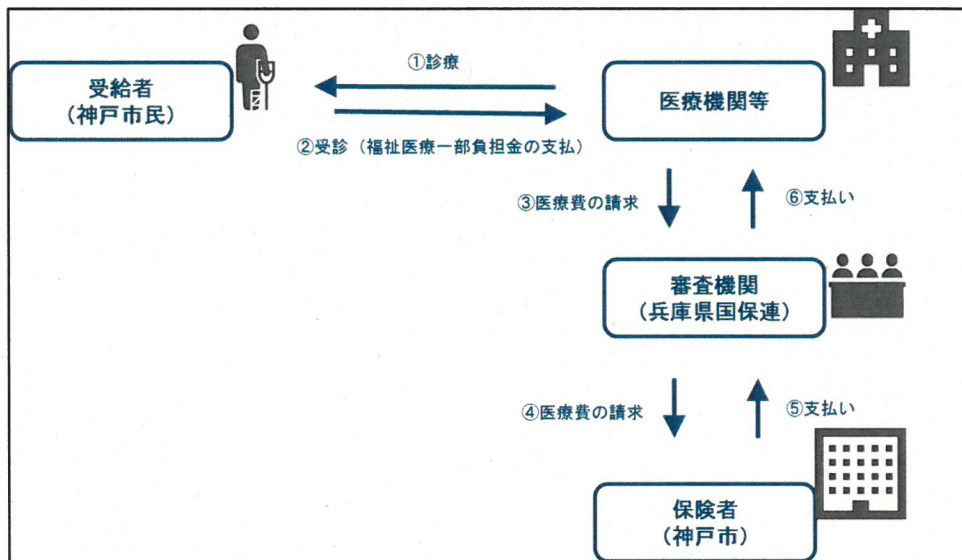
### 1. 趣旨

福祉医療費助成制度（こども医療費助成、重度障害者医療費助成、高齢期移行者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成）の受給者には、受給者証を交付しており、被保険者証とともに医療機関の窓口へ提示することで、医療費負担を軽減している。この負担軽減部分については、医療機関等が診療報酬明細書（以下「レセプト」）を作成し、審査機関（兵庫県国民健康保険団体連合会）を通じて、本市に請求される。

本市に請求されたレセプトのデータは福祉医療システムに取り込まれ、医療機関への支払い処理がなされるが、レセプトの中には請求内容に過誤のあるもの（例：福祉医療費助成資格喪失後の受診分を助成の対象として処理しているものなど）が含まれており、過誤分については内容を確認の上、当該医療機関へレセプトを返却する必要がある。現在、過誤内容の確認はエラーリストを用いて職員の手作業により行なっているが、レセプト件数の増大（H24年度：3,001,698件→H29年度：3,653,402件【22%増】）に伴い、レセプトの過誤も増加傾向にあり、正確性を維持しつつ迅速に事務処理を行なうことが喫緊の課題となっている。このため、手作業に代えて、過誤内容の確認を行なう福祉医療システムのサブシステムを構築することにより、レセプトチェックの効率化を図る。

なお、当システムについては、当初、スタンドアロンシステムとして構築・検証を行い、実運用にあたっては、よりセキュリティの確保された基幹系NW上にある仮想化基盤へ移行予定である。

【福祉医療費支払の流れ】



### 2. 概要（別図参照）

- (1) 審査機関（兵庫県国民健康保険団体連合会）において医療機関作成のレセプトを連名簿データ化（CSV形式）したものを、既存の専用回線と国保連専用端末を介して本市で受領し、福祉医療システムに取り込む。

- (2) レセプトデータの請求内容に過誤があると疑われるものについて、福祉医療システムにおいてエラーコード（下表のとおり）を付番する。

	過誤疑い	過誤疑いの内容
1	区間転出後の受診	市内のA区からB区へ異動した方で、転出後の受診についてA区の請求があった場合
2	受給者番号誤り	受給者個人に割り当てられている受給者番号と、レセプトデータ上の受給者番号（受診者の受給者番号）が相違している場合
3	時効	2年以上前の請求があった場合
4	医療費助成資格認定 通知書発行者	医療費助成資格認定通知書の発行対象者は、本人への払い戻しによる助成のため医療機関からの請求は受け付けない。該当者のレセプトデータがあった場合。
5	資格喪失後受診	診療月よりも前に、医療費助成資格を喪失している場合
6	公費負担者番号誤り	受けている医療費助成制度と認定されている区の組み合わせごとに、公費負担者番号が設定されるが、レセプトデータの公費負担者番号が誤っている場合
7	診療月が古い	診療月が請求月よりも1年近く前で、診療月が古い場合
8	重複	同月に、同一医療機関から同一人物に関する請求が複数ある場合

- (3) エラーコードが付番されたレセプトについて、以下の通りチェックする。

①付番されたレセプトデータについて、サブシステム内で支払情報、福祉医療基本情報、福祉医療受給者証情報の突合を行う。

②エラー内容について、サブシステムがレセプトの返却が確定のものと不確定のものを判別する。

【例】助成資格喪失、受給者証回収後に、診療した内容のレセプトについて

→助成資格喪失後「助成資格喪失日・受給者証回収日<診療月」となっているものを抽出し、レセプト要返却と判別する。

③返却が確定のものは、過誤返却用の依頼書をサブシステムが自動作成する。

返却が不確定のものは、職員が返却の要否を判断する。

※エラー内容によっては、サブシステムにより要返却と確定することができず、職員による確認が必要な場合もある。

【例】レセプト原本に記載の受給者番号と、実際の受診者に割り当てられている受給者番号が相違している場合。

→過去の支払情報や類似の番号をもとにサブシステムが正しい受給者番号の候補をリストアップし、職員がレセプト原本の請求内容を確認して突合する作業が必要となる。

④サブシステムで自動作成された過誤返却用の依頼書の返却理由ごとの件数を自動計算。

この数値に、職員が手作成した依頼書の件数を加算し、審査機関（兵庫県国保連）へ送付する。

### 3. 効果

- (1) 現状のレセプトチェック業務は、請求内容エラーとなった全てのレセプトについて、職員  
の目視点検によりレセプト返却の要否の判断を行っているが、福祉医療システムサブシステ  
ムの導入により、エラー内容のうち助成資格を喪失した後の診療等、機械的にレセプトの返  
却が必要と判別できる部分については、レセプトチェック業務を自動化することができる。
- (2) レセプト原本に記載の受給者番号と、実際の受診者に割り当てられている受給者番号が相  
違っている場合についても、一定程度レセプトチェック業務を自動化することができる。  
上記のことから、レセプトの件数が大幅に増加しつつある中にあっても、レセプトチェック  
業務をより正確かつ迅速に行うことができ、今後とも給付の適正性を維持していくことが可能  
となる。

(参考)

本市に送られてくるレセプト件数 約 270,000 件/月

エラー（過誤請求の疑いあり）となるレセプト件数 約 2,000 件/月

過誤請求によるレセプト返却要否のチェックに要する時間

現状：約 14 日×4 人

サブシステム導入後の見込み：約 5 日×4 人程度

### 4. 実施計画

平成 30 年 9 月～10 月	プログラム作成・テスト
平成 31 年度以降（未定）	福祉医療システムへ取り込み

### 5. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以  
下のとおり厳格に対処する。

また、本事務事業の所管課長は、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき本システムに係  
る情報セキュリティ実施手順を定め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録媒体の  
管理、機器の管理、端末機の操作管理、使用状況の管理、保安措置など適正かつ厳格に行う。

システムの構築、運用に係る委託先事業者との委託契約においては、個人情報の保護及び情報  
セキュリティの遵守について委託契約約款等により規定し、個人情報を厳格に取扱う。

#### (1) システム上の保護

- ① データの処理は、外部インターネットと切り離されたスタンドアロンPC上で行い、外  
部からの不正アクセス防止、並びに定期的なウイルス定義パターンファイルの更新によ  
りコンピュータウイルスからの感染防止措置を図る。
- ② 端末機の操作にあたってはUSBトークンとID、パスワードによる二要素認証を行い、  
端末機の操作を関係職員に限定する。
- ③ 実運用時にあたっては、セキュリティの確保された基幹系NW上にある仮想化基盤へ移行し、  
データセンタ内のサーバ上で個人情報を保持する。

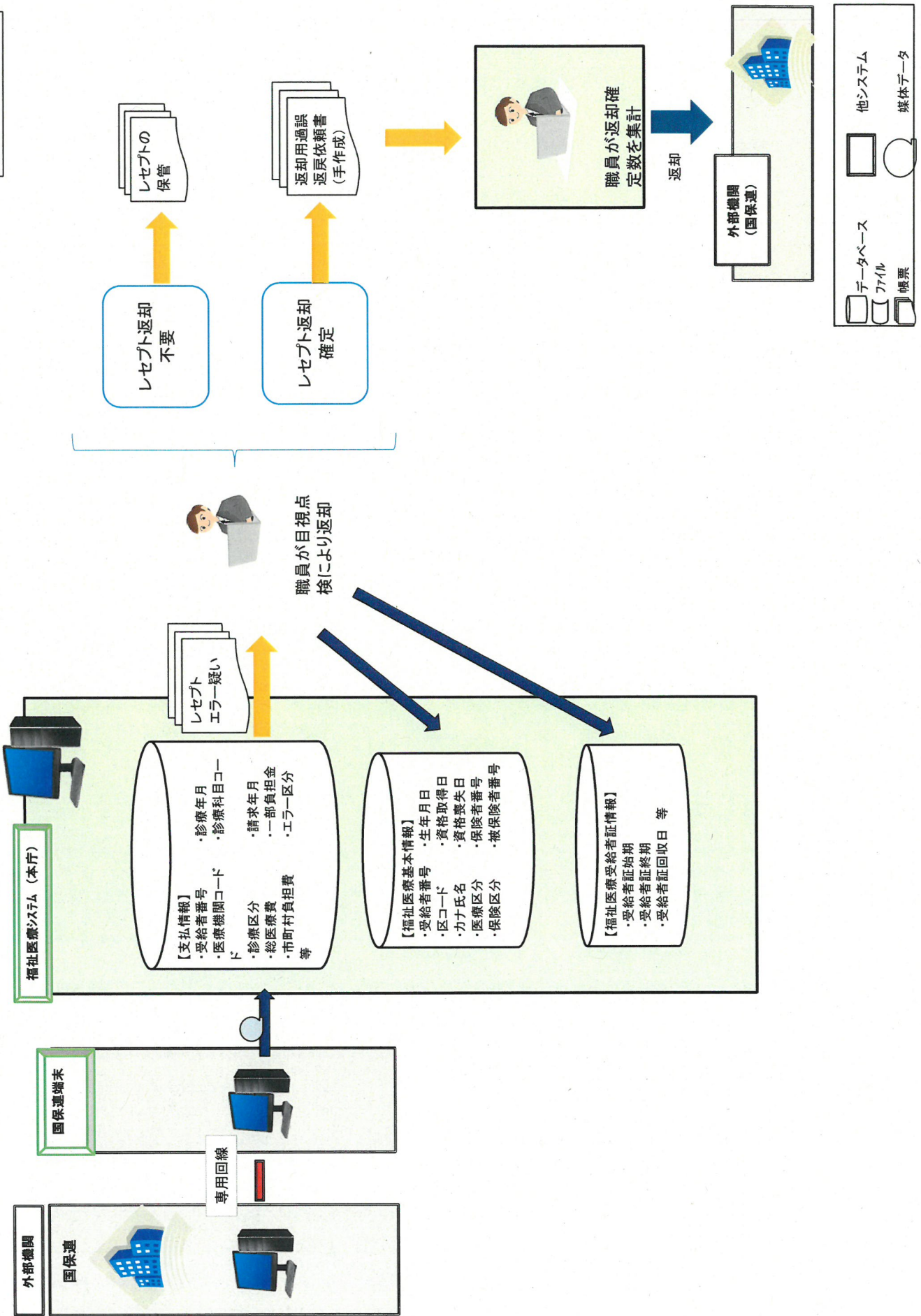


(2) 運用上の保護

- ① 検証時スタンドアロンPCで使用するデータについては端末上に保持せず、使用后削除する。
- ② USBトークンは施錠可能なキャビネット等に保管する。
- ③ パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録するとともに、保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ④ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

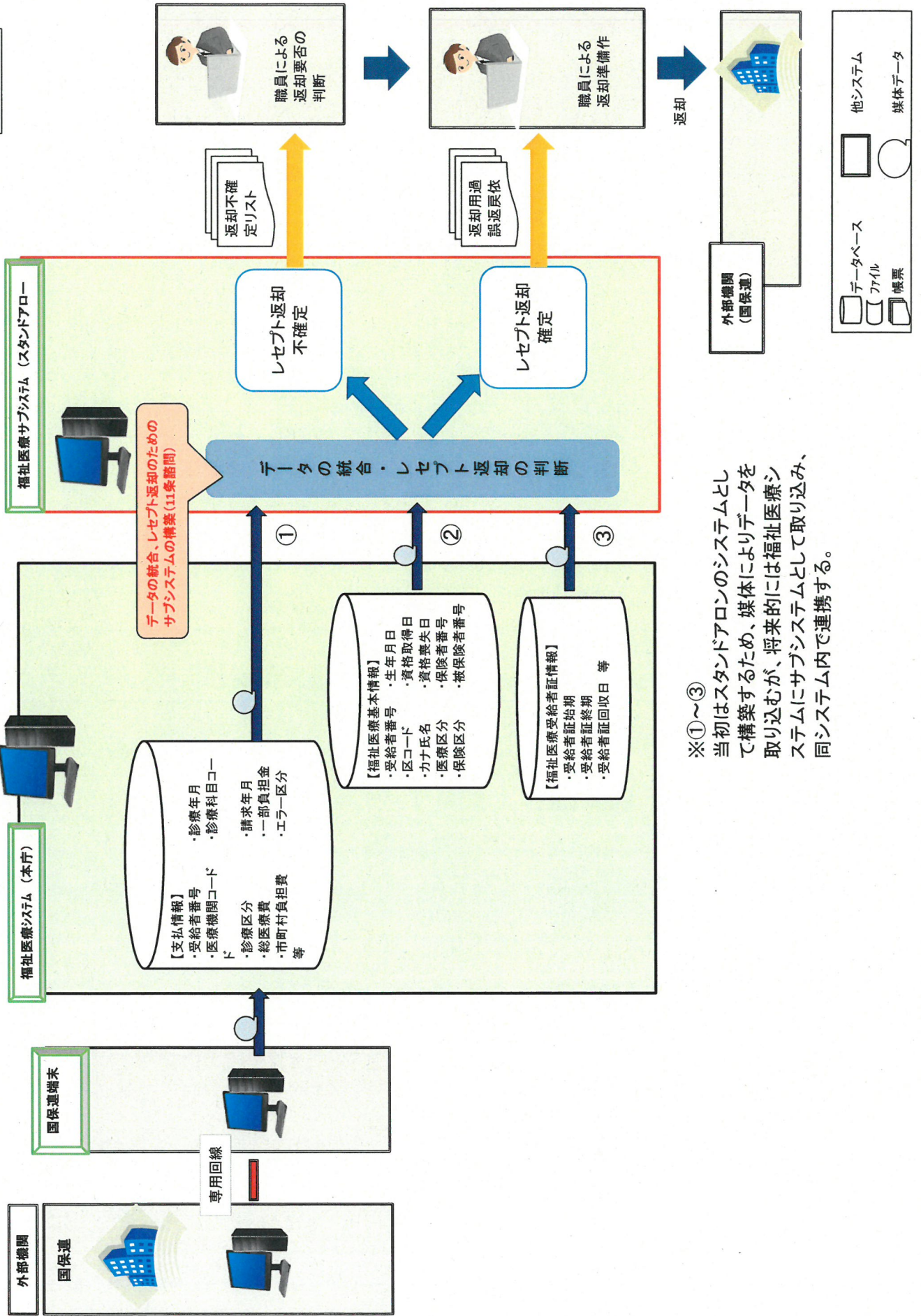
# 現在のレセプトチェック業務フロー

別紙1



# 福祉医療サブシステム構築後のフロー

別紙2



※①～③  
 当初はスタンドアロンのシステムとして構築するため、媒体によりデータを取り込むが、将来的には福祉医療システムにサブシステムとして取り込み、同システム内で連携する。